

医療証について

子育て世帯、障がいをお持ちの方々の経済的負担軽減のため、医療費のうち、自己負担分の一部を助成する制度です。

【医療証の申請窓口・問い合わせ】町民課国保医療係 ☎ 85-6130

	① 重度心身障がい(児)者医療証	② ひとり親家庭等医療証
対象となる方	■障がいをお持ちの方で、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1・2級 ②精神障害者保健福祉手帳1級 ③療育手帳A ④国民年金障害等級1級 ⑤公的年金各法の障害等級1級 ⑥特別児童扶養手当1級 ⑦療育手帳B、かつ身体障害者手帳3級 ※所得制限などにより給付対象とならない場合があります。 ※本人または扶養者に所得税が課税されている場合は自己負担額（負担割合：1割）が発生します。	■18歳以下の児童を扶養している方およびその児童で、次のいずれかに該当する方 ①配偶者のいない方およびその児童 ②配偶者が重度の心身障がいにより長期にわたって労働能力を失っている方およびその児童 ③父母のいない18歳以下の児童 ④「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に基づく法律（DV防止法）」に基づく保護命令の申し立てを行い、現に配偶者に当該命令が発せられた方およびその方に扶養されている児童 ※所得制限などにより給付対象とならない場合があります。
申請に必要なもの	・健康保険の資格情報がわかるもの(★)いずれか1つ ・対象となることを確認できる下記の手帳など 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・障害年金証書（障害基礎年金・その他公的年金）・恩給証書・特別児童扶養手当証書	・健康保険の資格情報がわかるもの(★)いずれか1つ ※特別な理由により就労できない場合はご相談ください。 ※他に書類が必要になる場合があります。(就労証明書など)
更新について	★健康保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ・マイナポータルの健康保険情報 ・マイナンバーを確認できるものをお持ちください。 ・前年または前々年の所得額、所得税額がわかるものが必要になる場合があります。 重度心身障がい(児)者医療証(①)およびひとり親家庭等医療証(②)の更新について 現在交付している重度心身障がい(児)者医療証およびひとり親家庭等医療証の有効期限は令和7年6月30日です。引き続き交付を希望される方は更新の手続きが必要になります。有効期限をご確認の上、手続きをしてください。 ▼更新の時期 6月16日(月)～23日(月) 更新手続きのご案内は6月中旬頃発送します。 ※なお、新規の申請は随時受け付けています。	

	③ 子育て支援医療証・しらたか元気っ子事業医療証
対象となる方	■白鷹町にお住まいの高校3年生相当年齢までの方（18歳に達した日以降の最初の3月31日まで） ※就職などにより親の扶養を外れた方は対象外です。 ■就学のため町外に住所を移した上記年齢までの方で、保護者の住所が白鷹町にある方
申請に必要なもの	・下記の健康保険の資格情報がわかるもの、いずれか1つ 健康保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ・マイナポータルの健康保険情報 ※保護者の方の健康保険の資格情報が必要になる場合があります。
更新について	・出生や転入などで新規該当の方は申請が必要です。 ※現在受給中の方の更新手続きは不要で、有効期限が切れる前に医療証を郵送します。

省エネ設備導入支援事業（2次募集）のお知らせ

事業者が行う省エネ設備（LED 照明設備、高効率空調等）導入による経費節減に対する取組を支援します。
対象者、補助概要、申請方法等詳細は、広報しらたか3月号（2025.3.17 発行）をご覧ください。

■2次募集申請期限：9月30日（火）まで

※期限前でも、予算額に達した時点で締め切らせていただきます。

【問い合わせ】白鷹町商工会 ☎ 85-0055

生活応援ローンのご案内

白鷹町と東北労働金庫が提携し低利で融資する制度です。

【融資対象者】

白鷹町にお住まいの勤労者の方（または白鷹町勤労者互助会の会員）で、会社や商店に1年以上勤務し、職場に労働組合または融資制度のない方。

融資限度額	最長返済期間	利子補給
300 万円	15 年	白鷹町勤労者互助会会員の方は年 1.0% 会員以外の方は年 0.3% ※ローンの詳細は、労働金庫にお問い合わせください。

【使い道】

資金区分	資金用途	融資利率（年率）
生活資金	生活全般にわたり必要な費用	2.75%
教育資金	入学金、授業料、仕送り費用など	1.45%
福祉資金	医療、介護、災害復旧費用など	1.25%
自動車資金	自動車購入、車検費用など	1.65%
移住定住支援資金	移住に係る住宅購入、自動車購入等移住に必要な費用	1.25%
空き家対策支援資金	空き家に係る修繕、解体、家財処分費用など	1.25%

【問い合わせ】東北労働金庫長井支店 ☎ 0238-84-1100

6月23日～29日は

「男女共同参画週間」です

男性と女性が職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、皆さん一人一人の取組が必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

【問い合わせ】企画政策課企画調整係 ☎ 85-6123

